

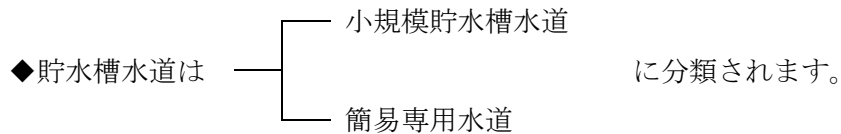
小規模貯水槽水道の管理の充実について

貯水槽水道については、管理の不徹底による衛生上の問題や水質面での不安を感じる利用者が多いことから、貯水槽水道の管理に関して水道事業者（水道局）及び貯水槽水道の設置者双方の責任が条例において定められており、貯水槽水道のうち、簡易専用水道以外の貯水槽水道（以下「小規模貯水槽水道」という。）についても、徹底した管理を行うことが求められています。

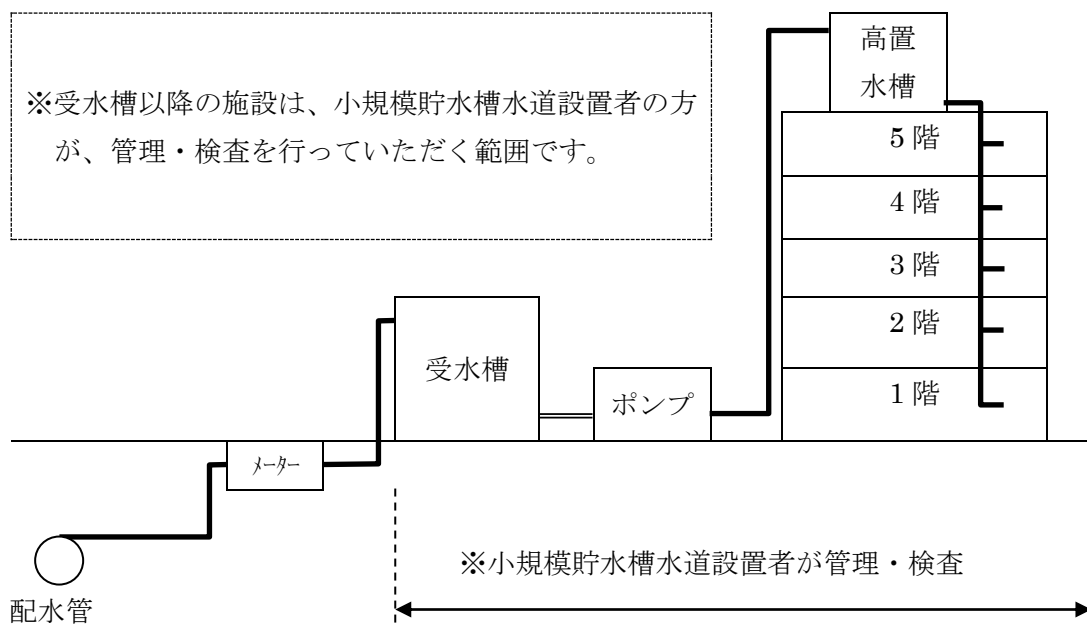
【小規模貯水槽水道とは】

ビル等（マンション・デパート・病院・学校など）の高い建築物では、水道管から供給された水をいったん受水槽にため、これをポンプで高置水槽にくみ上げてから、各事業所・家庭などに給水する施設（設備）で、受水槽の有効容量が 10 m³以下のものをいいます。

※受水槽の有効容量の算定には、高置水槽の容量は含みません。



【小規模貯水槽水道の参考図】



【小規模貯水槽水道の適正管理について】

日頃の管理を怠ると、水質の悪化につながりますので、正しい管理を行いましょう。

水槽の清掃	受水槽及び高置水槽の清掃を毎年1回以上行ってください。
施設の点検	水槽の状態（ヒビ割れ、異物の混入など）及び設備の点検を行い、不備な点があれば、速やかに改善してください。
水質の管理	日頃から水の色、濁り、臭い、味などの確認を行い、異常があったときは水質検査を行ってください。
給水の停止	供給する水が人の健康を害するおそれがあると認められたときは、ただちに給水を停止し、利用者や水道局に知らせてください。

【小規模貯水槽水道の検査（報告）について】

設置者の方が、施設の外觀検査及び水質検査を毎年1回以上、定期的に行い、検査の結果を水道局に報告してください。

※水槽の清掃等の管理を業者（指定給水装置工事事業者・ビル管理貯水槽清掃業者）が行っている場合は、その業者が設置者に代わって検査及び検査報告を行ってもかまいません。

検査の実施	毎年1回以上行ってください。
検査の項目	別紙（1）『小規模貯水槽水道の管理状況』を参照し、検査をしてください。
検査の報告	別紙（2）『小規模貯水槽水道検査報告書』を水道局に提出してください。

【問い合わせ先】

出雲市上下水道局 水道施設課 給水係（21-3512）